

## 福井市まち美化パートナー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道路、河川、公園等の市が管理する公共空間（以下「公共施設」という。）のボランティアで行う清掃美化活動（以下「まち美化活動」という。）実施に必要な事項を定めることにより、地域への愛着心と環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (届出等)

第2条 まち美化活動に参加しようとする5名以上の団体（以下「参加団体」という。）は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、活動届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、参加団体と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

### (報告書)

第3条 前条の合意書を取り交わした参加団体（以下「パートナー」という。）は、毎年度末までのまち美化活動の実施内容を活動報告書（様式第3号）により市長に提出しなければならない。

2 パートナーは、まち美化活動の実施に当たり事故が生じたときは、事故報告書（様式第4号）によりすみやかに市長に報告しなければならない。

### (パートナーの役割)

第4条 パートナーが行うまち美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 公共施設の除草
- (3) 公共施設の花木の植栽及び管理
- (4) 公共施設の破損等に関する情報の提供
- (5) その他環境美化等の促進に必要な活動

2 前項の活動により収集した空き缶や散乱ごみ等は、可燃、不燃に分別し、活動区域の収集日に指定集積場所へ搬出するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処理するものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、パートナーの活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) その他まち美化活動の実施に必要な事項

2 前条に規定する活動中、パートナーに発生した事故については、市が加入している賠償補償保険の規定の範囲内で対応するものとする。

(標示板の設置)

第6条 市長は、パートナーから標示板の設置の申し出があり、公共施設の管理上支障がないと認めるときは、これを設置することができる。

(安全の確保)

第7条 パートナーは、まち美化活動において、安全確保について、責任を持って対処することとし、活動に際しての安全対策、予防策等を講じるものとする。

2 中学生以下の者が活動に参加する場合は、保護者又は監督者の参加を必要とすることとする。

(辞退及び合意の解消)

第8条 パートナーは、まち美化活動の活動を辞退しようとするとき、又は中止しようとするときは、活動辞退(中止)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事由が生じたときは、合意を取り消すことができる。

- (1) パートナーの活動が合意書の内容と異なるとき
- (2) パートナーが公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

3 市長は、前項の規定により合意を取り消すときは、合意取消通知書(様式第6号)により当該パートナーに通知するものとする。

4 第5条第1項第1号の規定により物品等の支給又は貸与を受けたパートナーは、辞退及び合意の解消によりこれを必要としない場合は、すみやかに市に返還するものとする。

(顕彰)

第9条 市長は、まち美化活動の実施に当たり特に優れていると認められる場合は、そのパートナーを顕彰することができる。

( 連絡調整及び庶務 )

第 10 条 まち美化活動の円滑な実施のために必要な関係部課との連絡調整は、市民生活部市民協働・ボランティア推進課が行うものとする。

2 まち美化活動に関する庶務は、公共施設の管理者において処理する。

( その他 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。